

建設関連業務委託（建築監理）契約書約款（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(総則)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（<u>第45条の規定に基づき、委託者と受託者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。</u>）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>11 [略]</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（<u>第56条の規定に基づき、委託者と受託者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。</u>）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>11 [略]</p>
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれか掲げる保証を付す場合は、当該保証は<u>第40条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれか掲げる保証を付す場合は、当該保証は<u>第50条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 <u>一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号）の規定により契約保証金を免除する場合には、この条の規定は適用しない。</u></p>
<p>(受託者の請求による履行期間の延長)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>(委託者の請求による履行期間の短縮)</p>	<p>(適正な履行期間の設定)</p> <p>第18条 <u>委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></p> <p>(受託者の請求による履行期間の延長)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>(委託者の請求による履行期間の短縮)</p>

第 19 条 [略]

(履行期間の変更方法)

第 20 条 [略]

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第 18 条の場合にあっては委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受託者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 21 条 [略]

(一般的損害)

第 22 条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項 _____ に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責め

第 20 条 [略]

(履行期間の変更方法)

第 21 条 [略]

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第 19 条の場合にあっては委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受託者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 22 条 [略](臨機の措置)

第 23 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 24 条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項、第 2 項若しくは第 26 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責め

に帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 23 条 [略]

に帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 25 条 [略]

(不可抗力による損害)

第 26 条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であつて立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値

(業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更)

第 24 条 委託者は、第 13 条から第 19 条まで、第 22 条又は第 29 条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて工事監理仕様書を変更することができる。この場合において、工事監理仕様書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 [略]

(検査及び引渡し)

第 25 条 [略]

(業務委託料の支払い)

第 26 条 [略]

がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「業務委託料の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更)

第 27 条 委託者は、第 13 条から第 20 条まで、第 24 条又は第 38 条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて工事監理仕様書を変更することができる。この場合において、工事監理仕様書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 [略]

(検査及び引渡し)

第 28 条 [略]

(業務委託料の支払い)

第 29 条 [略]

(前金払)

第 30 条 受託者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、請負代金額（継続工事においては各年度の出来高予定額）の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを委託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受託者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 3 から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受託者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 4 を超えるときは、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

6 委託者は、受託者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息の率」という。）の割合による遅延利息の支払いを請求することができる。

(部分払)

第 27 条 [略]

2～5 [略]

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の業務委託料相当額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が第 3 項の通知をした日から 10 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

部分払金の額 \leq 第 1 項の業務委託料相当額 \times $(9/10 \frac{\quad}{\quad})$

7 [略]

(継続費に係る契約の特例)

第 27 条の 2 [略]

(保証契約の変更)

第 31 条 受託者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

2 受託者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。

3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 32 条 受託者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第 33 条 [略]

2～5 [略]

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の業務委託料相当額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が第 3 項の通知をした日から 10 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

部分払金の額 \leq 第 1 項の業務委託料相当額 \times $(9/10 - \frac{\text{前払金額}}{\text{業務委託料}})$

7 [略]

(継続費に係る契約の特例)

第 34 条 [略]

(継続費に係る契約の前金払の特例)

第 35 条 継続費予算に係る契約の前金払については、第 30 条中「契約書記載

の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第 31 条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 33 条第 1 項の業務委託料相当額（以下この条及び次条において「前会計年度末業務委託料相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」とする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 第 1 項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、受託者は、業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

5 第 1 項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 31 条第 3 項の規定を準用する。

(継続費に係る契約の部分払の特則)

第 27 条の 3 継続費予算に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受託者は、当該会計年度の当初に当該超過額 _____ について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

(第三者による代理受領)

第 28 条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 26 条又は第 27 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(部分払金の不払いに対する受託者の業務中止)

第 29 条 受託者は、委託者が第 27 条 _____ の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託

(継続費に係る契約の部分払の特則)

第 36 条 継続費予算に係る契約において、前会計年度末 _____ 業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受託者は、当該会計年度の当初に当該超過額 (以下「出来高超過額」という。) について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 33 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \frac{\text{業務委託料相当額} \times 9}{10} - \left(\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額} \right) - \left\{ \text{業務委託料相当額} - \left(\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額} \right) \right\} \times \frac{\text{当該会計年度前払金額}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$$

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、委託者と受託者が協議して定める回数とする。

(第三者による代理受領)

第 37 条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 29 条又は第 33 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払いに対する受託者の業務中止)

第 38 条 受託者は、委託者が第 30 条又は第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託

者に通知しなければならない。

2 [略]

(債務不履行に対する受託者の責任)

第 30 条 [略]

2 前項において受託者が負うべき責任は、第 25 条第 2 項又は第 27 条第 3 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第 1 項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第 25 条第 3 項又は第 4 項の規定により工事監理業務が完了した日から本件建築物の工事完成後 2 年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、工事監理業務完了の日から 10 年とする。

4、5 [略]

(委託者の任意解除権)

第 31 条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条、第 33 条又は第 33 条の 2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 [略]

(委託者の催告による解除権)

第 32 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)~(3) [略]

(4) 正当な理由なく、第 30 条第 1 項の履行がなされないとき。

(5) [略]

(委託者の催告によらない解除権)

第 33 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに

者に通知しなければならない。

2 [略]

(債務不履行に対する受託者の責任)

第 39 条 [略]

2 前項において受託者が負うべき責任は、第 28 条第 2 項又は第 33 条第 3 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第 1 項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第 28 条第 3 項又は第 4 項の規定により工事監理業務が完了した日から本件建築物の工事完成後 2 年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、工事監理業務完了の日から 10 年とする。

4、5 [略]

(委託者の任意解除権)

第 40 条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条、第 42 条又は第 43 条の の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 [略]

(委託者の催告による解除権)

第 41 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)~(3) [略]

(4) 正当な理由なく、第 39 条第 1 項の履行がなされないとき。

(5) [略]

(委託者の催告によらない解除権)

第 42 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに

この契約を解除することができる。

(1)～(7) [略]

(8) 第 35 条又は第 36 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) [略]

第 33 条の 2 [略]

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 34 条 第 32 条各号、第 33 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 3 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第 35 条 [略]

(受託者の催告によらない解除権)

第 36 条 [略]

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 37 条 第 35 条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 38 条 [略]

(解除に伴う措置)

第 39 条 [略]

2 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 32 条、第 33 条、第 33 条の 2又は次条第 3 項によるときは委託者が定め、第 31 条、第 35 条又は第 38 条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定める

この契約を解除することができる。

(1)～(7) [略]

(8) 第 45 条又は第 46 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) [略]

(談合その他の不正行為等に係る委託者の解除権)

第 43 条 [略]

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 44 条 前 3 条 各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 3 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第 45 条 [略]

(受託者の催告によらない解除権)

第 46 条 [略]

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 47 条 前 2 条 各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 48 条 [略]

(解除に伴う措置)

第 49 条 [略]

2 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 41 条、第 42 条、第 43 条 又は次条第 3 項によるときは委託者が定め、第 40 条、第 45 条又は第 48 条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定める

ものとする。

3 [略]

(委託者の損害賠償請求等)

第 40 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 第 32 条、第 33 条又は第 33 条の 2 の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) [略]

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 32 条、第 33 条又は第 33 条の 2 の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) [略]

3・4 [略]

5 第 1 項第 1 号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息の率」という。）の割合で計算した額とする。

6 [略]

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 41 条 受託者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

ものとする。

3 [略]

(委託者の損害賠償請求等)

第 50 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 第 41 条、第 42 条又は第 43 条 の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) [略]

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 41 条、第 42 条又は第 43 条 の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) [略]

3・4 [略]

5 第 1 項第 1 号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、

_____ 遅延利息の率 _____

_____ の割合で計算した額とする。

6 [略]

- (1) この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受

託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

(受託者の損害賠償請求等)

第 42 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 35 条又は第 36 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) [略]

2 第 26 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(受託者の損害賠償請求等)

第 51 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 45 条又は第 46 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) [略]

2 第 29 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 52 条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第 28 条第 3 項又は第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から本件建築物の工事完成後 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約

不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予約)

第 53 条 受託者は、第 43 条各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を委託者に対して支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

(保険)

第 43 条 [略]

(賠償金等の徴収)

第 44 条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで遅延利息の率の割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき遅延利息の率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第 45 条 [略]

(情報通信の技術を利用する方法)

第 46 条 [略]

(契約外の事項)

第 47 条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(契約保証金の還付)

第 54 条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受託者がこの契約を履行したとき又は、この契約を解除したときは、受託者に還付するものとする。

(保険)

第 55 条 [略]

(紛争の解決)

第 56 条 [略]

(情報通信の技術を利用する方法)

第 57 条 [略]

(契約外の事項)

第 58 条 [略]